



第3章 三島市立地適正化計画の基本的な方針

3-1. 三島市立地適正化計画の基本的な方針..... 31





3-1. 三島市立地適正化計画の基本的な方針

第2章で整理した本市の成り立ちや現状と課題を踏まえ、本市は現在に至るまで「コンパクトな市街地」を形成してきたことや、市街地において高い人口密度を維持していること、さらには、郊外においても地域のゆとりある居住を形成してきたことから、魅力ある市街地と、住みやすく快適な市街地住宅地といった特色をこれからも維持・向上させていくため、本市の「立地適正化計画に関する基本的な方針」を次のように設定することとします。

- 立地適正化計画区域である都市計画区域（市域）全体に目を配った計画とします。
- 市街地における「利便性の高い居住」の実現に向けて、現状のコンパクトな形状と高い人口密度を維持していくための計画とします。
- 市街地における人口密度の維持のため「安全・安心」かつ「快適で利便性の高い」居住環境づくりを推進する計画とします。
- 「移動・利用しやすい」公共交通の仕組みを整え、中心拠点・地域拠点と周辺住宅地との移動の円滑化を図る計画とします。
- 中心拠点においては、「ガーデンシティ」、「スマートウエルネス」、「歴史まちづくり」のさらなる取組により「歩いて楽しい」まちづくりを進めて回遊性の向上を図るとともに、広域的な交流拠点にふさわしく、様々な機能が集積した魅力ある市街地を形成し、賑わいと交流の創出につなげる計画とします。
- 地域拠点においては、生活利便性を高めるための医療、子育て支援などの福祉、商業の集積を図るとともに、公共交通の充実による拠点間連携・周辺住宅地との連携を進めて、地域における賑わいと交流の創出につなげる計画とします。

